

告 示

埼玉県告示第二百四号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第二項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が令和七年度以後の各年度の同項に規定する計算書類及びその附属明細書（以下これらを「計算書類等」という。）について受ける公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

なお、昭和五十三年埼玉県告示第九百六十七号（私立学校振興助成法第十四条第三項の規定に基づく監査事項について）は、令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書への適用をもって廃止する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 一 学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って会計処理が行われているかどうか。
- 二 学校法人会計基準の定めるところに従って計算書類等が作成されているかどうか。